平成２９年（フ）第２１５号
愛知県一宮市開明字蒲原83番地７
債務者　荒川　俊仁
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２１６号
愛知県一宮市開明字蒲原83番地７
債務者　荒川　怜子（旧姓長屋）
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２１８号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字大聖42番地３
債務者　鬼頭　末次
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２３８号
愛知県一宮市大毛字神明廻43番地　雇用促進住宅２棟209号
債務者　谷嶋　英二
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４７号
愛知県犬山市上坂町１丁目72番地　クリムソン70Ⅱ102
債務者　西濱　礼菜
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２５１号
愛知県一宮市西島町４丁目41番地　グランプラス西島902号
債務者　サンアイ設備こと　鈴木　規夫
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２１８号
三重県津市一志町小山847番地20
債務者　小林　信一
１　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５７８号
神戸市北区星和台７丁目８番地の６、従前の住所神戸市北区広陵町２丁目240番地
債務者　早川　智子
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９５号
神戸市東灘区青木５丁目14番10―２号
債務者　脇田麻衣子（旧姓堤原）
１　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２２号
兵庫県川西市東久代１丁目６番25号５
債務者　西村　知幸
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
兵庫県伊丹市鋳物師２丁目20番地　オークハイツ７号
債務者　川上　　繭
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
愛媛県新居浜市東田３丁目乙11番地の77　さわやか新居浜館、前住所愛媛県新居浜市庄内町１丁目５番26号
債務者　近藤　秋芳
１　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２５３号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷671番地13
債務者　塚浦　晴美（旧姓山下・草野）
１　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
長崎県長崎市八景町１番11号
債務者　山口　昭宏
１　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
宮崎市南高松町５番37号
債務者　石上　礼子
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５２号
宮崎市和知川原１丁目11番地２
債務者　石上　明子
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１３号
北海道小樽市新光１丁目24番335号　新光Ｆ住宅、前住所北海道小樽市朝里３丁目14番12号　コーポラスＫＡＮＡＹＡ
債務者　岩本　悦子
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部